

○利用料 短期入所生活介護

項目	介護サービス費用	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
		自己負担分 (1割負担)	自己負担分 (2割負担)	自己負担分 (3割負担)	
基本サービス費 併設型短期入所生活介護（Ⅰ）	要介護 1	¥6,530	¥653	¥1,306	¥1,959
	要介護 2	¥7,277	¥728	¥1,456	¥2,184
	要介護 3	¥8,068	¥807	¥1,614	¥2,421
	要介護 4	¥8,826	¥883	¥1,766	¥2,648
	要介護 5	¥9,573	¥958	¥1,915	¥2,872
加算項目					
機能訓練体制加算	*1	1日あたり ¥129	¥13	¥26	¥39
個別機能訓練加算	*2	1日あたり ¥606	¥61	¥122	¥182
看護体制加算（Ⅰ）	*3	1日あたり ¥43	¥5	¥9	¥13
看護体制加算（Ⅱ）		1日あたり ¥86	¥9	¥18	¥26
看護体制加算（Ⅲ）		1日あたり ¥129	¥13	¥26	¥39
看護体制加算（Ⅳ）		1日あたり ¥249	¥25	¥50	¥174
看取り連携体制加算	*4	1日あたり ¥693	¥70	¥139	¥208
医療連携強化加算	*5	1日あたり ¥628	¥63	¥126	¥189
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	*6	1日あたり ¥140	¥14	¥28	¥42
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ		1日あたり ¥162	¥17	¥33	¥113
認知症行動・心理症状緊急対応加算	*7	1日あたり ¥2,166	¥217	¥434	¥650
若年性認知症入所者受け入れ加算	*8	1日あたり ¥1,299	¥130	¥260	¥390
送迎費	*9	片道 ¥1,992	¥200	¥399	¥598
緊急短期入所受入加算	*10	1日あたり ¥974	¥98	¥195	¥293
連続30日超えの利用	*11	1日あたり ¥-324	¥-33	¥-65	¥-98
療養食加算	*12	1回あたり ¥86	¥9	¥18	¥26
在宅中重度者受入加算（Ⅰ）	*13	1日あたり ¥4,559	¥456	¥912	¥1,368
在宅中重度者受入加算（Ⅱ）		1日あたり ¥4,516	¥452	¥904	¥1,355
在宅中重度者受入加算（Ⅲ）		1日あたり ¥4,472	¥448	¥895	¥1,342
在宅中重度者受入加算（Ⅳ）		1日あたり ¥4,602	¥461	¥921	¥1,381
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	*14	1日あたり ¥238	¥24	¥48	¥166
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		1日あたり ¥194	¥20	¥39	¥59
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		1日あたり ¥64	¥7	¥13	¥20
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	*15	1日あたり ¥32	¥4	¥7	¥10
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		1日あたり ¥43	¥5	¥9	¥13
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	*16	1月あたり ¥1,083	¥108	¥217	¥325
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		1月あたり ¥2,166	¥217	¥434	¥650
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	*17	1月あたり ¥1,083	¥109	¥217	¥325
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		1月あたり ¥108	¥11	¥22	¥33

介護保険給付内利用料

	口腔連携強化加算	*18	1月あたり	¥541	¥55	¥109	¥163
	介護職員等特定処遇改善加算	*19	(Ⅰ)～(Ⅱ)の内、事業所の体制等に応じた加算が算定される。				
	(Ⅰ)		総単位数の2.7%				
	(Ⅱ)		総単位数の2.3%				
	介護職員処遇改善加算	*20	(Ⅰ)～(Ⅴ)の内、事業所の体制等に応じた加算が計上される				
	(Ⅰ)		総単位数の8.3%				
	(Ⅱ)		総単位数の6.0%				
	(Ⅲ)		総単位数の3.3%				
	(Ⅳ)		(Ⅲ)の単位×0.9%				
	(Ⅴ)		(Ⅲ)の単位×0.8%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	*21	総単位数の1.6%				
			※令和6年6月より介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員等処遇改善加算に一本化されます。 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 総単位数×14% 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 総単位数×13.6% 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 総単位数×11.3% 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 総単位数×9%				
介護 保険 給付 外 利用 料	食費	*22	朝食1食	基準額	¥400		
			昼食1食		¥830		
			夕食1食		¥680		
	滞在費	*23	1日あたり	住民税 課税世帯	¥1,435		

*計算の都合上、料金表の単価の積み上げと請求金額が異なる場合があります。

加算についての概略

- *1 機能訓練指導員を1名配置している場合。
- *2 利用者の居宅を訪問する等して、機能訓練計画を策定している場合。
- *3 常勤の看護師を1名以上配置している等、看護師の配置、利用者の介護度等により(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定する。
- *4 死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として算定可能。
- *5 吸引を実施している等の利用者をあらかじめ医療機関と取り決めを行ってサービスを実施した場合。
- *6 夜間時間帯(17:00～9:00)の職員配置が配置基準を1以上上回っている。(Ⅰ)ロか(Ⅲ)ロのいずれかを算定する。喀痰吸引等の評価がある場合(Ⅲ)ロとなる。
- *7 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に利用することが適当と認める場合。
- *8 若年性認知症の利用者の利用。
- *9 定められた地域内の片道の送迎費用。

- *10 居宅サービス計画において、計画的に行う事となっておらず、利用者や家族の状況で介護支援専門員が必要と認め、緊急に利用する場合。
- *11 同一の短期入所生活介護事業所の利用時。
- *12 医師の食事箋による治療食を管理栄養士の管理の下提供されている。(食事箋については、事前にご相談下さい。)
- *13 短期入所生活介護利用中に在宅で利用している訪問看護事業所等が健康上の管理を行った場合。看護体制加算の算定状況により(1)～(4)のいずれかを算定する。
- *14 (I) 介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置もしくは、勤続10年以上介護福祉士35%以上。
(II) 介護福祉士60%以上。
(III) 介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上。
- *15 (I) 介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。加えて、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を規程の人数配置している。
(II) の場合、(I) に適合している事に加えて、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施していること。
- *16 外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。
- *17 見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合。
- *18 職員が利用者の口腔の健康状態について評価した場合において、利用者の同意の上、歯科医療機関、介護支援専門員に対し、当該評価に係る情報提供を行った場合。
- *19 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *20 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *21 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *22 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額。
- *23 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額。